

沖縄事業再生

3月 理事会・勉強会のご案内 (第94回)

2023年3月7日

沖縄事業再生研究会
代表理事 与世田兼稔、竹下勇夫

場 所：沖縄振興開発金融公庫 5階会議室

日 時：2023年3月30日（木）18:00～19:50

(理事会) 18:00～18:10

1. 会員入会申込者の承認について
2. その他

(勉強会) 18:10～19:30

(質疑) 19:30～19:50

【テーマ】 暗号資産の仕組みと暗号資産をめぐる
わが国の法規制の歴史について

講 師： 中島弘雅氏 慶應義塾大学名誉教授、専修大学法学部教授

【講演等の概要】

私たちは、暗号資産という言葉が日常的に耳にしますが、具体的にどのようなものなのかについては、必ずしも理解していない人が多いのではないかと思います。私は、昨年6月17日金曜日に、韓国の大法院で開催された韓国の民事執行法学会において、「暗号資産をめぐる民事執行法上の問題点」と題する講演を行いました。その講演の中で、私は、本題である民事執行法上の問題点について検討する前提として、そもそも暗号資産とはどのようなものなのか、それはどのように発行され、取引されるのか、利用者は、暗号資産をどのように入手し、保有するのか、といった点から説明をするとともに、わが国における暗号資産をめぐる法規制の歴史についてもお話ししました。

今回の勉強会では、上記の韓国における講演内容のうち前半部分、すなわち、「暗号資産の基本的な仕組みと暗号資産をめぐるわが国の法規制の歴史について」、できるだけわかりやすくお話ししたいと思います。

【参考文献】 中島弘雅「暗号資産をめぐる民事執行法上の問題点(上)(下)」NBL1225号・1227号

【講師ご紹介】

1954年3月10日、兵庫県に生まれる。1976年3月、東北大学法学部卒業。筑波大学社会科学系助教授、東京都立大学法学部教授、慶應義塾大学法科大学院教授を経て、2018年4月より、専修大学法学部教授・慶應義塾大学名誉教授。2004年5月、弁護士登録。

(紹介者：与世田、竹下代表)

沖縄事業再生研究会(事務局)

日本公認会計士協会沖縄会

E-mail: okinawa@sec.jicpa.or.jp

k.yamanoha@sec.jicpa.or.jp

Tel 951-1820 Fax 951-1833

(担当：與古田)

第 94 回勉強会 (2023 年 3 月 30 日)

暗号資産の仕組みと暗号資産をめぐるわが国の法規制の歴史について

講 師 慶應義塾大学名誉教授、専修大学法学部教授 中島弘雅氏

紹介者 代表理事 与世田兼稔氏、竹下勇夫氏(参加者 20 名)

そもそも暗号資産(主としてビットコイン)とはどのようなものか。それはどのように発行され、取引されるのか。利用者は、暗号資産をどのように入手し、保有するのかという点の基本的な説明とわが国における暗号資産をめぐる法規制の歴史についてご説明を伺えた。

講義の中で感じた初歩的ともいえる疑問点を列挙して、勉強会の報告とした。

- (1) 暗号資産(ビットコイン)とは何か。有体物を前提とする「物」ではなく、相手方を前提とする「債権」にも該当しない。電子手形などの「電子記録移転権利」でもない。しかし、民事執行手続きとの関係では、「財産権の対象」たり得る。とはどういうことか。
- (2) コンピュータのウォレット(wallet)機能を利用して、公開鍵、秘密鍵を使い暗号資産を保管しておく仮想的な場所であるウォレットに保管された財産的価値が暗号資産(ビットコイン)である。このビットコインの増減に対する個人の操作性は極めて難しいものか？
- (3) ビットコインの入手方法と保管は、「暗号資産交換業者(登録事業者)」を通じたビットコインの購入、「登録事業者による保管」と「利用者が自ら購入」したビットコインを「自己ウォレット内保管」がある。保管の安全性の点から後者が絶対安全というが、取引の大多数は前者が圧倒的に多いのは何故か？入手と処分の利便性のみか？
- (4) 2014 年 2 月に暗号資産交換業者 MTGOX 社がサイバー攻撃を受け、顧客保有分 75 万 BTC と業者保有分 10 万 BTC 等約 500 億円が不正流出した。

当初は「再生手続開始申立」であった。東京地裁は 2014 年 4 月に「破産手続開始決定」としたが、2017 年 11 月債権者の一部が、MTGOX 社に対し、再生手続開始申立をし、2018 年 6 月東京地裁が破産手続を中止し、再生手続開始決定を行ったのは何故か？



- (5) 上記(4)の、東京地裁の 2014 年 4 月の「破産手続開始決定」と 2018 年 6 月の「再生手続開始決定」への変更の理由は何か？

破産手続開始決定と再生手続開始決定の間の差(理由)を合理的に説明できるのか？

他に破産手続開始決定が再生手続開始決定となった例はあるのか？

結局、「破産」も「再生」になり得ると考えていいのか？

この点については、中島先生からのご説明では、破産から民事再生に移行した暗号資産交換業者の倒産事件は、MTGOX の事件だけということである。なぜ、破産から再生に移行したか。

それは、MTGOX が時間の経過とともに、債務超過から資産超過となり、弁済できる財産ができたため、債権者が増加分を分配してほしいと考えたためという。そのため、再生手続に移行した後に、改めて再生債権の届出をさせて、その額に基づいて分配がなされたと思われるとのことであった。

- (6) 上記(4)～(5)の変動を合理的に説明できるのか？

特に破産債権と再生債権の違い？

後の再生債権は、当初の破産債権から変更されたものか？

- (7) 2019 年改正資金決済法により、消費税法上、支払手段等の譲渡は非課税となっており、ビットコインの譲渡には消費税は課税されないこととなった。すなわち、ビットコインは貨幣的な扱いになり、上記(1)との関連で貨幣的な財産権(インターネット上の貨幣価値、通貨、債権)と考えてよいか？

- (8) 結局、ビットコイン投資をした場合に起きたトラブルは、他の投資に較べて著しく回収困難になる傾向があるということか？

会場は暗号資産(ビットコイン)についての経験のある人は皆無であったようだが、興味をもって、真剣な態度での受講が行われ、閉会後の議論も実のあるものであった。